

第五回 参議院建設委員会会議録第十号

昭和二十四年五月七日(土曜日)
午前十一時三十八分開会

委員の異動

四月二十八日(木曜日)委員水久保基作
君辞任につき、その補欠として遠山丙
市君を議長において選定した。

本日の会議に付した事件

○屋外廣告物法案(内閣送付)

○建設業法案(内閣送付)

○委員長(石坂豊一君) これより本日

の建設委員会を開会いたします。政府より付議せられたる各法案の説明をせられる都合になつておりますから、それを許します。

○政府委員(赤木正雄君) 先づ屋外廣告物法案の提案理由及びその大綱を御説明申上げます。

現行の廣告物取締法は、明治四十四年の制定にかかりまして、その内容は、新憲法及び地方自治法の精神に照らして改正を必要とするものがありますので、これを廢止いたしまして、これに代つて本法案を制定しようとするものであります。

現行の廣告物取締法は、明治四十四年の制定にかかりまして、その内容は、新憲法及び地方自治法の精神に照らして改正を必要とするものがありますので、これを廢止いたしまして、これに代つて本法案を制定しようとするものであります。

現行の廣告物取締法は、明治四十四年の制定にかかりまして、その内容は、新憲法及び地方自治法の精神に照らして改正を必要とするものがありますので、これを廢止いたしまして、これに代つて本法案を制定しようとするものであります。

現行の廣告物取締法は、明治四十四年の制定にかかりまして、その内容は、新憲法及び地方自治法の精神に照らして改正を必要とするものがありますので、これを廢止いたしまして、これに代つて本法案を制定しようとするものであります。

現行の廣告物取締法は、明治四十四年の制定にかかりまして、その内容は、新憲法及び地方自治法の精神に照らして改正を必要とするものがありますので、これを廢止いたしまして、これに代つて本法案を制定しようとするものであります。

現行の廣告物取締法は、明治四十四年の制定にかかりまして、その内容は、新憲法及び地方自治法の精神に照らして改正を必要とするものがありますので、これを廢止いたしまして、これに代つて本法案を制定しようとするものであります。

現行の廣告物取締法は、明治四十四年の制定にかかりまして、その内容は、新憲法及び地方自治法の精神に照らして改正を必要とするものがありますので、これを廢止いたしまして、これに代つて本法案を制定しようとするものであります。

障が高められました今日、甚だその趣旨に添わぬものがありますので、屋外廣告物に関する制限態様をできるだけ法律を以て明確にいたしたいと存ずる次第であります。

第二に、現行法におきましては、廣告物の規制に関する事務は、國の事務として取扱つておるのであります。

実質的には、今も申し述べましたように、都道府縣知事が都道府縣規則によつて取締つております。即ち、廣告物に関する実質的な取締は、一切都道府縣知事単獨の責任において行われ、都道府縣の議会は全然関與いたしておりません。尚又美觀風致の維持といふ点から、行政官廳において廣告物に関する統制を加えましたことは、勢い官治道府縣の條例を以て取扱わしめます方が、地方自治の本旨に叶い、且つ廣告物に関する規制も適切に行われ、その効果も又よりよく期待できると思ふのであります。

第三の点といたしまして、都道府縣がその固有事務として、條例で廣告物の規制を行うこといたしましたが、その結果、廣告物業者は勿論廣告物を表示するが、河川砂防の費用は國家財政の現状より思うに任せない有様で、このまま放置いたしますならば、洪水の害は遂に止まる所を知らないであろうと考えられます。ところが、我が國の河川は概ね急流が多く、雨が降ると一時に出水し、大きな洪水量のピークを示しますが、又減水も劇的と速かでありまして、一時この洪水をさえ防ぎ渡りることができましたならば、相當程度の被害を減ずることができる筈であります。

第四点といたしまして、實際の河川砂防を設けるなりして行うことになりました。そして知事が指定する重要な水防の責任を負い、都道府縣はその水組合、市町村等と都道府縣とは、それぞれ水防計画を策定いたしまして、これが從つて水防を行ふわけでありま

るることにいたしましたのであります。

第五点といたしまして、廣告物に関する規制を行なつたましても、各都道府縣が余りに異つた條例を制定

して取締に甚だしい差異懸隔を生じますと、廣告物業者は勿論廣告物を表示しようとする一般國民にとりましては、まだ迷惑な次第でありますので、都道府縣が条例を制定します場合の基準となるべき事項を、法律を以て明瞭にす

ることにいたしましたのであります。

第六点といたしまして、都道府縣規則を制定しまして、その規制を行なつております。このような廣汎な行政命令に委任してまして、これに基き、實際上は、都道府縣知事が都道府縣規則を制定しまして、その規制を行なつております。このような廣汎な行政命令への委任を認めることは、新憲法下におきまして、國民の権利の保

め、特に必要なときには知事及び大臣は水防について指示を與えることができるように規定いたしました外、訓練や死傷扶助等についても、若干必要な規定を置きました。そしてこれらを実施する費用については、原則として地元市町村の負担と考えております。

以上がこの法案の大要であります。元市町村が何とか御審議をお願いいたしました。

次に水防法案提案の理由並びにその大要を申上げますと、御承知の通りに

近年洪水による災害は激増の一途を辿り、昭和二十三年度のごときは公共土木施設の被害のみでも五百億円に上つておりますところ、一方治水の根本対策たる河川砂防の費用は國家財政の現状より思うに任せない有様で、このまま放置いたしますならば、洪水の害は遂に止まる所を知らないであろうと考へられます。ところが、我が國の河川は概ね急流が多く、雨が降ると一時に出水し、大きな洪水量のピークを示しますが、又減水も劇的と速かでありまして、一時この洪水をさえ防ぎ渡り

ることができましたならば、相當程度の被害を減ずることができる筈であります。

第七点といたしまして、實際の河川砂防を設けるなりして行うことになりました。そして知事が指定する重要な水防の責任を負い、都道府縣はその水組合、市町村等と都道府縣とは、それ

ぞれ水防計画を策定いたしまして、これが從つて水防を行ふわけでありま

る事にいたしましたのであります。

第八点といたしまして、河川砂防の責任を負うものといたしまして、実際の

作業は地元の判断に従つて現存の消防其の他の組織を利用するなり、新たに

消防が十分行われるよう世話を焼く責務としては現在の実状のままに水害予防組合、市町村組合及び市町村が

どうしても必要と考えて水防法案をこそ提出する次第であります。

第九点といたしまして、水防の責任を負うものといたしまして、実際の水防が十分行われるよう世話を焼く責務としては現在の実状のままに水害予防組合、市町村組合及び市町村が

水防活動を設けるなりして行うことになりました。そして知事が指定する重要な水防の責任を負い、都道府縣はその水組合、市町村等と都道府縣とは、それ

ぞれ水防計画を策定いたしまして、これが從つて水防を行ふわけでありま

る事にいたしましたのであります。

第十点といたしまして、河川砂防の責任を負うものといたしまして、実際の水防活動については、これを便宜

してこの水防に対する組織はと申しますと、河川法によつて都道府縣知事が河川管理の責任を持つてゐる下で

從來からの水害予防組合、市町村等の水防員や消防團又は地元部落民の水防組が當つておりまして、活動のための

法規としては消防團等に関して消防法

つては、管理責任者が最も実状に明るいた

第十六部 參議院建設委員会会議録第十号 昭和二十四年五月七日【参議院】

適正な実施及びこれが強力な推進は到底望み難いものと思料されますので、ここに建設業者の登録の実施、請負契約の規正、技術者の設置等を内容とする建設業法案を提案いたしまして、建設工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発達に資し、公共の福祉に寄與せんとするものであります。

以上の趣旨に則りまして、この法律案の大綱といたしましては、先づ第一に本法案の適用範囲でありますが、建設物の主体をなさず、且つ公共の福祉との関係が比較的稀薄な一定の工事のみを請負う者及び一定金額以下の軽微な工事のみを請負う者は、これを除外とし、その他の者に対してこの法律を適用することにいたしております。

第二に登録の実施でありますが、この制度は建設省及び各都道府県に登録簿閲覧所を設置することによりまして、登録簿等を公衆の閲覧に供し、注文者等に便を與えること、並びに悪質業者に対する登録の抹消等の監督手段を講じておる者に対し登録の抹消等の監督手段を設置することによりまして、これらの方々の登録簿等を公衆の閲覧に供し、注文者等に便を與えること、並びに悪質業者に対する登録の抹消等の監督手段を設置することによります。……即ち登録は、建設大臣登録と都道府県知事登録の二種といたしまして、二年ごとにこれを更新するにいたしております。

第三に、請負契約の規正であります。が、前述の通り建設工事の請負契約は多分に不合理な点があり得ますので、これが合理化を図りますと共に、建設工事の特殊性に鑑みまして民法の「請負」に関する若干の補充的な規定を設け、請負契約の公正な履行を確保しようとするものであります。

○委員長(石坂豊一君) 速記を始め
午後二時五十四分速記開始
午後二時五十五分速記中止

第一條 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もつて

(目的)
○委員長(石坂豊一君) この各法案に對する質疑等は次回に逐次譲ることにいたします。速記を止め下さし。

第一條 総則
(水防の責任)
第三條 水害予防組合は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

第七條 都道府県知事は、水防事務の

本日はこれで散会いたします。
午後二時五十五分散会
出席者は左の通り。
委員長 石坂 豊一君
理事 島津 忠彦君
岩崎 正三郎君
遠山 内市君
堀 定武君
安部 秀一君
久松 定武君
北條 秀一君
建設委員会
政府政務次官 赤木 正雄君
建設大臣又は都道府県知事の行う重要な監督処分につき同意を與えるための議決をさせると共に、その諮問に應じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるために建設省及び各都道府県に建設業審議会を設けることによっておりまして、その構成は、官公吏、学識経験者、注文者、及び建設業者のうちから任命された委員により組織することにいたしております。

第一條 総則(第一條、第二條)
第二章 水防組織(第三條、第八條)
第三章 水防活動(第九條、第二十一条)
第四章 指定水防管理團体の組織及び活動(第二十五條、第三十一條)
第五章 費用負担(第三十二條、第三十三條)
第六章 雜則(第三十四條、第四十一条)
第七章 罰則(第三十八條、第四十一条)

2 水害予防組合及び市町村組合が、当該市町村組合又は市町村の区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。
3 都道府県は、その区域内における水防管理團体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。
4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十一年法律第二百二十六号)第九條に規定する消防の機関をいふ。
5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防團の長をいふ。
6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水こう門の操作、水防のための水防團及び消防機関の活動、一の水防管理團体と他の水防管理團体との間における協力及び應援のための水防團及び消防機関の活動、水防團は、水防團長及び水防團員をもつて組織する。
7 水防團の設置、区域及び組織並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画を

2 水防團の設置、区域及び組織並びに水防團長及び水防團員の定員、任免、給與、扶助及び服務に関する事項は、水害予防組合にあつては、組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては、條例で、定める。(都道府県の水防計画)
第七條 都道府県知事は、水防事務の

公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

「團体」とは、水害予防組合、水防に

関する事務を共同に處理する市町村の組合(以下「市町村組合」という。)又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)で、第三條第一項又は第二項の規定により水防の責任を有するもの

をいふ。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理團体である水害予防組合の管理又は水防管理團体である市町村組合若しくは市町村の長をいふ。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十一年法律第二百二十六号)第九條に規定する消防の機関をいふ。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防團の長をいふ。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水こう門の操作、水防のための水防團及び消防機関の活動、一の水防管理團体と他の水防管理團体との間における協力及び應援のための水防團及び消防機関の活動、水防團は、水防團長及び水防團員をもつて組織する。

6 水防團の設置、区域及び組織並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画を

2 前條の規定により指定された水防管理團体(以下「指定管理團体」といふ)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防團を置かなければならぬ。

3 水防團及び消防機関は、水防に際しては水防管理者の所轄の下に行動する。

4 前條の規定により指定された水防管理團体(以下「指定管理團体」といふ)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防團を置かなければならぬ。

5 水防團及び消防機関は、水防に際しては水防管理者の所轄の下に行動する。

6 水防團は、水防團長及び水防團員をもつて組織する。

7 水防團の設置、区域及び組織並びに水防團長及び水防團員の定員、任免、給與、扶助及び服務に関する事項は、水害予防組合にあつては、組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては、條例で、定める。

調整及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議会にはかつて、当該大臣及び国家消防廳長官の承認を受けなければならない。

2 二以上の都道府県に關係する水防事務について、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定めなければならない。

(都道府県水防協議会)

第八條 都道府県の水防計画その他の水防に関する重要な事項を調査審議せらるため、都道府県に都道府県水防協議会を置く。

2 都道府県水防協議会は、水防に関する機関に対し意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関する團体の代表者及び学識経験のある者からなる。

5 前各号に定めるものの外都道府県水防協議会に開し必要な事項は、当該都道府県條例で定める。

(河川等の巡視)

第九條 水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、隨時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるなければならない。

(氣象予報)

第十條 中央氣象台長、管区氣象台長

又は測候所長は、氣象の状況により洪水又は高潮の虞があると認めるときは、その状況を建設大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求め、これを一般に周知させなければならない。

(優先通行)

第十一條 都道府県知事の定める標識を有する車馬が水防のため出動するときは、車馬及び歩行者は、これに道を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十二條 水防團長、水防團員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を行ふことができる。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

3 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

4 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

5 前各号に定めるものの外都道府県水防協議会に開し必要な事項は、当該都道府県條例で定める。

(警戒区域)

第十四條 水防上緊急の必要がある場所においては、水防團長、水防團員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防關係者以外の者に対する立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては水防團長、水防團員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があつたときは、警察官又は警察吏員は、同項に規定する者の職権を

行うことができる。

(警察官又は警察吏員の援助の要求)

第十五條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官又は警察吏員の出動を求めることができる。

(應援)

第十六條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対し、應援を求めることができる。應援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 懸念のため派遣された者は、水防の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による應援のために要する費用の負担は、應援を求めた水防管理團体と應援した水防管理團体との間の協議により定める。

4 懸念のため派遣された者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理團体の区域内に居住する者水防消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、當該水防管理團体の現場にある者をして水防に從事させることができる。

5 第二十一條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは收用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理團体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時價によりその損失を補償しなければならない。

3 第二十二條 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、當該区域を管轄する警察署長に

限りはん濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

(水防通信)

第二十條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

2 建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防團長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、氣象官署通信施設、鉄道通信施設、日本發送電株式会社通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

3 第四章 指定水防管理團体の組織及び活動

第二十一條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは收用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理團体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時價によりその損失を補償しなければならない。

3 第二十二條 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、當該区域を管轄する警察署長に

その旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第二十三條 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防團長又は消防機関の長に対して、指示をすることができる。

2 第二十四條 二以上の都道府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、建設大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防團長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

3 第二十五条 指定管理團体の水防管理者は、当該團体の水防協議会にはかつて、都道府県の水防計画に應じた水防計画を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

4 第二十六条 指定管理團体の水防協議会その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理團体に水防協議会を置く。

2 指定管理團体の水防協議会は、水防に關し関係機関に對して意見を述べることができる。

3 指定管理團体の水防協議会は、会長一人及び委員二十人以内で組織する。

4 会長は、指定管理團体の水防管理團体の職員並びに水防に關係ある團体の代表者及び学識経験のある者から指定管理團体の水防管

理者が命じ、又は委嘱をする。

する書面その他建設省令で定める書類の記載事項に変更を生じたときは、毎營業年度経過後二月以内に、

その旨を書面で建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。（營業等の届出）

第十四條 建設業者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に建設大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（登録の抹消の場合における建設工事の措置）

第十七條、第十五條第一項の規定により建設業者が登録を抹消された場合においては、建設業者であつた者又はその一般承継人は、第十條の規定にかかわらず、登録抹消前に締結された請負契約に係る建設工事を引き続いて施工することができる。この場合において、当該建設業者であつた者又はその一般承継人は、登録抹消の後、遅滞なく、その旨を当該建設工事の注文者に通知しなければならない。

四、建設業を廃止したときは、建設業者であつた個人又は建設業者であつた法人の役員

（登録の抹消）

第十五條 建設大臣又は都道府県知事

は、左の各号に掲げる場合においては、登録抹消しなければならない。

一、前條又は第九條第三項の規定による届出があつた場合

二、第四條第一項の規定による登録登録を抹消しなければならない。

三、第二十九條の規定により建設業者の登録を取り消した場合

四、第十一條第二項の規定は、前項の規定により登録を取り消した場合に、

（登録簿等の開闢）

第十六條 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところによ

り、登録簿並びに第七條、第十三條の書類又はこれらの写を公衆の閲覧に供する建設業者登録簿閲覧所を設けなければならない。

（登録の抹消の場合における建設工事の措置）

第十七條、第十五條第一項の規定により建設業者が登録を抹消された場合においては、建設業者であつた者又はその一般承継人は、第十條の規定にかかわらず、登録抹消前に締結された請負契約に係る建設工事を引き

続いて施工することができる。この場合において、当該建設業者であつた者又はその一般承継人は、登録抹消の後、遅滞なく、その旨を当該建設工事の注文者に通知しなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

第十九條 建設工事の請負契約の当事者は、前條の趣旨に従つて、契約の締結に際して左の各号に掲げる事項を書面により明らかにしなければならぬ。

（建設工事の請負契約における建設工事の措置）

第二十一条 建設工事の請負契約において請負金の全部又は一部の前金を書面により明らかにしなければならぬ。

（建設工事の請負契約における建設工事の措置）

第二十二条 建設工事の請負契約において請負金の全部又は一部の前金を書面により明らかにしなければならぬ。

（建設工事の請負契約における建設工事の措置）

第二十三条 建設工事の請負契約において請負金の全部又は一部の前金を書面により明らかにしなければならぬ。

（建設工事の請負契約における建設工事の措置）

第二十四条 建設工事の請負契約において請負金の全部又は一部の前金を書面により明らかにしなければならぬ。

（建設工事の請負契約における建設工事の措置）

第二十五条 建設工事の請負契約において請負金の全部又は一部の前金を書面により明らかにしなければならぬ。

（建設工事の請負契約における建設工事の措置）

（建設工事の請負契約の内容）

ために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

できる。但し、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

（建設工事の請負契約の内容）

若しくは省令に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をし、又は適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

建設業者が故意又は過失に因り建設工事の施工を粗雑にしたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼす虞が大であるとき。

建設業者が請負契約に關し不誠実な行爲をしたとき。

建設業者（建設業者が法人であるときは、その役員）又はその営業所を代表する者がその業務に関し法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、又は建設工事に関する他の法令に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

建設業者が第二十二條の規定に違反したとき。

第五条第二項に規定する主任技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、且つ、その変更が公益上必要であると認められるとき。

建設大臣又は都道府県知事は、建設業者が前項各号に該当するとき、又は前項の規定による指示に従わないとときは、当該建設業者に対し、中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会の同意を得て、当該建設業者の登録を取り消さなければならぬ。

第一條第一項第一号及び第三号から第五号までの規定に該当するに至った場合

三 登録を受けてから一年以内に營業を開始せず、又は引き続いて一年以上營業を休止した場合

四 第十一条第一項第一号及び第三号の規定による届出をしない場合

五 不正の手段により第八條第一項の規定による登録を受けた場合

六 前條第一項各号の一に該当し情狀特に重い場合又は同條第二項の規定（同條第四項において準用する場合を含む。）による營業の停止

一項第一号に該当する建設業者に対して指示をし、又は勧告する場合において、特に必要があると認めるとき。

建設大臣又は都道府県知事は、第一項第一号に該当する建設業者に対して指示をし、又は勧告する場合において、特に必要があると認めるとき、注文者に対しても、適当な措

置をとるべきことを勧告することができる。

前三項の規定は、都道府県知事が登録を受けた建設業者が当該都道府県の区域外で営業所を設けないで建設業を営んでいる場合において、そ

の地を管轄する都道府県知事に、準用する。

第十七條第一項の規定は、建設業者が第二項の規定（前項において準用する場合を含む。）により営業の停止を命ぜられた場合に、準用する。

第二十九條 建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた建設業者が左の各号の一に該当するときは、中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会の同意を得て、当該建設業者の登録を取り消さなければならぬ。

第五條各号に規定する要件をそなえる使用者を次くに至つた場合

二 第十一條第一項第一号及び第三号から第五号までの規定に該当するに至つた場合

一 第五條各号に規定する要件をそなえる使用者を次くに至つた場合

三 第五條各号に規定する要件をそなえる使用者を次くに至つた場合

四 第十一条第一項第一号及び第三号から第五号までの規定に該当するに至つた場合

五 登録を受けてから一年以内に營業を開始せず、又は引き続いて一年以上營業を休止した場合

六 不正の手段により第八條第一項の規定による登録を受けた場合

七 前條第一項各号の一に該当し情狀特に重い場合又は同條第二項の規定（同條第四項において準用する場合を含む。）による營業の停止

一項第一号に該当する建設業者に対して指示をし、又は勧告する場合において、特に必要があると認めるとき。

建設大臣又は都道府県知事は、第一項第一号に該当する建設業者に対して指示をし、又は勧告する場合において、特に必要があると認めるとき、注文者に対しても、適當な措

項各号に該当する事実があるときには、その利害関係人は、当該建設業者が登録を受けた建設大臣又は都道府県知事に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（報告及び検査）

第三十一條 建設大臣は、すべての建設業者に対して、都道府県知事は、その登録を受けた建設業者に対し、特に必要があると認めるとき、登録を受けた建設業者をして営業所その他の営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（設置及び目的）

第三十三條 建設大臣又は都道府県知事の行う処分に対するこの法律に規定する同意についての議決を行わせるとともに、建設大臣又は都道府県知事の諮問に應じ、建設業の改善に

関する重要な事項を調査審議せしめ、建設業審議会を設置する。

（建設業審議会）

第六章 建設業審議会

第三十一条 建設大臣は、すべての建設業者に対して、都道府県知事は、その登録を受けた建設業者に対し、特に必要があると認めるとき、登録を受けた建設業者をして営業所その他の営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（建設及び勧告）

第三十三條 建設大臣又は都道府県知事の行う処分に対するこの法律に規定する同意についての議決を行わせるとともに、建設大臣又は都道府県知事の諮問に應じ、建設業の改善に

関する重要な事項を調査審議せしめ、建設業審議会を設置する。

（建設業審議会）

第三十一条 建設大臣は、すべての建設業者に対して、都道府県知事は、その登録を受けた建設業者をして営業所その他の営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査せしめ、建設業審議会を設置する。

（建設及び勧告）

第三十三條 建設大臣又は都道府県知事の行う処分に対するこの法律に規定する同意についての議決を行わせるとともに、建設大臣又は都道府県知事の諮問に應じ、建設業の改善に

関する重要な事項を調査審議せしめ、建設業審議会を設置する。

（建設業審議会）

第三十一条 建設大臣は、すべての建設業者に対して、都道府県知事は、その登録を受けた建設業者をして営業所その他の営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査せしめ、建設業審議会を設置する。

（建設及び勧告）

第三十一条 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定（前項に規定する場合を含む。）により登録を受けた建設業者が当該都道府県の区域外で営業所を設けないで建設業を営んでいる場合において、その登録を受けた建設業者をして営業所その他の営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査せしめ、建設業審議会を設置する。

（建設業審議会）

第三十一条 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定（前項に規定する場合を含む。）により登録を受けた建設業者が当該都道府県の区域外で営業所を設けないで建設業を営んでいる場合において、その登録を受けた建設業者をして営業所その他の営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査せしめ、建設業審議会を設置する。

（委員の欠格條項）

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの。

二 禁ご以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者。

三 この法律により罰金以上の刑に処せられた者。

（委員の任期）

第三十七條 関係各廳の職員のうちから命ぜられた委員を除く他の委員の任期は、四年とする。但し、補欠の任期は、四年とする。但し、補欠の任期は、四年とする。但し、補欠の任期は、四年とする。

二 前項の委員は、再任されることができる。

（会長）

第三十八條 中央建設業審議会及び都道府縣建設業審議会に各々会長を置く。

（組織）

第三十九條 中央建設業審議会は、委員二十五人以内をもつて、組織する。

（委員）

第三十九條 中央建設業審議会は、委員二十人以内をもつて、組織する。

（政令への委任）

第三十九條 この章に規定するもの外、建設業審議会について必要な事項は、政令で定める。

臣の承認を得て、命じ、又は委嘱する。

うちから命じ、又は委嘱する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の三分の二以上であることができない。

（委員の欠格條項）

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの。

二 禁ご以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者。

三 この法律により罰金以上の刑に処せられた者。

（委員の任期）

第三十七條 関係各廳の職員のうちから命ぜられた委員を除く他の委員の任期は、四年とする。但し、補欠の任期は、四年とする。但し、補欠の任期は、四年とする。

二 前項の委員は、再任されることができる。

（会長）

第三十八條 中央建設業審議会及び都道府縣建設業審議会に各々会長を置く。

（組織）

第三十九條 中央建設業審議会は、委員二十五人以内をもつて、組織する。

（委員）

第三十九條 中央建設業審議会は、委員二十人以内をもつて、組織する。

（政令への委任）

第三十九條 この章に規定するもの外、建設業審議会について必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

(標識の掲示)

第四十條 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、建設省令で定める標識を掲げなければならない。

(訴願)

第四十一條 この法律に規定した事項につき、建設大臣又は都道府県知事がした処分に不服のある者は、建設大臣に訴願することができる。

(権限の委任)

第四十二條 建設大臣は、特別の必要があると認めるときは、第三十一條第一項に規定するその権限の一部を都道府県知事に委任することが出来る。

(都道府県の費用負担)

第四十三條 都道府県知事がこの法律を施行するために必要とする経費は、当該都道府県の負担とする。

第四十四條 第三十二條の規定により意見を求められて出頭した参考人は、政令の定めるところにより、旅費日当その他の費用を請求することができる。

第八章 刽則

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十條の規定に違反して登録を受けないで建設業を営んだ者
二 第二十九條第二項の規定(同條第四項において準用する場合を含む。)による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は

三 虚偽又は不正の事実に基いて第一項の規定による登録を受けた者
八條第一項の規定による登録を受けた者

- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、徵役及び罰金を併科することができます。
第四十六條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定による登録申請書に虚偽の記載をしてこれを提出した者
二 第七條又は第十三條第一項、第三項若しくは第四項の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

- 三 第十七條第一項後段の規定(第ニ十八條第五項において準用する場合を含む。)による通知をしなかつた者

- 四 第四十七條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七條第一項後段の規定(第ニ十八條第五項において準用する場合を含む。)による登録を受けないで、その者とみなす。その者がその期間内に第六條の規定により登録を申請した場合は、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

- 二 第二十六條第一項又は第二項の規定による主任技術者を置かなかつた者

- 三 第二十七條の規定による技術者を置かなかつた者

- 四 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 五 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は

- 六 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 七 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 八 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 九 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 十 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 十一 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 十二 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 十三 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 十四 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 十五 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 十六 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 十七 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 十八 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 十九 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 二十 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

- 二十一 第三十一條第一項の規定(同條第二項において準用する場合を含む。)による登録が第一項の規定により拒否された場合に、准用する。

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十四條の規定による届出を怠つた者

二 第四十條の規定による標識を掲げない者

6 最初に建設業審議会の委員となる者の任期は、関係各廳の職員のうちから命ぜられた委員を除き、その半数は二年、他の半数は四年とし、最初の会議において抽せんで定める。

別表

一、利根川治水事業費國庫補助に関する請願(第七百二十四号)

一、茨城縣岩井町、千葉縣野田町間に架橋の請願(第七百二十七号)

一、網走川治水工事促進等に関する請願(第七百三十三号)

一、牧田川支流金草川に逆水い間設置の請願(第七百三十四号)

一、群馬縣下各河川等砂防工事に関する請願(第七百五十号)

一、神戸市鴨谷砂防、水路開さく両工事施工に関する請願(第七百六十三号)

一、鹿兒島縣岩川町地区砂防工事継続施工に関する請願(第七百六十八号)

一、布施市の中水災害防除に関する請願(第七百八十二号)

一、菅生沼沿岸堤防建築工事促進に関する請願(第七百九十五号)

一、兵庫縣城崎町横谷砂防工事施工に関する請願(第八百十三号)

一、富士橋架設工事施工に関する請願(第八百六十六号)

一、熊本縣復興事業費國庫補助に関する請願(第八百四十九号)

一、三重縣越賀村社田方海域に防波堤築設の請願(第八百五十三号)

一、斐伊川治水工事施工に関する請願(第八百六十二号)

一、國道第六号線中荒川放水路に架橋の請願(第八百六十五号)

一、災害復旧工事費國庫補助増額に関する請願

二十二 熱絶縁工事

び國庫補助、起債許可、資材の割当等の措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第七百九十五号 昭和二十四年四月十八日受理

菅生沿岸堤防築設工事促進に関する請願。

請願者 次城縣北相馬郡大井沢村大利根開拓農業協同組合長 古村喜一外七百三十七名

紹介議員 池田恒雄君

茨城縣北相馬郡菅生村及び大井沢村並びに千葉縣東葛飾郡福田村の一部を包含する七百余町歩の開拓地を囲む利根川本流と鬼怒川との合流点を繰ぐ菅生

沿岸堤防工事は、昭和八年に起工されが昭和十三年に至り戦争経済の犠牲となつて中止されたため、昭和十六年、同二十二年、同二十三年のたい風禍による利根川の大はん濫は、未曾有の大洪水となり、正に水魔地獄を現出して目も当てられない慘状を呈したのである。しかして、菅生沿岸堤防が完成しておれば最少限にこの悲惨事を食止め得たのであつて、この災害は正に防水施設未完不備に基く人爲的災害であると思考せられるから、すみやかに本堤防築設工事を促進せられたいとの請願。

第八百十三号 昭和二十四年四月十九日受理

兵庫縣城崎町横谷砂防工事施行に関する請願

請願者 兵庫縣城崎郡城崎町長 西村六左衛門外一名

紹介議員 島津忠彦君

兵庫縣城崎郡城崎町湯島字横谷は、谷間が急こう配のため降雨期には多量の

雨水が一時に流水して、毎年のようになに損傷するばかりでなく、土砂の流出が激しいため本流の大谿川を埋没してわずかの降雨にも川水がはん濫して護岸の破壊、田畠の浸水等その被害は甚大である。しかるに、昭和二十三年度において城崎町から竹野村に通ずる、産業道路開発は一部しゆん功し、本年度に全線完了の運びとなつてはいるが、横谷の砂防工事を施行しない限り折角の道路も崩壊されることは明らかであるから、災害防止、民生安定上國費を以て砂防工事を施行せられたいとの請願。

第八百十六号 昭和二十四年四月十九日受理

富士橋架設工事施行に関する請願

請願者 山梨縣南巨摩郡鶴沢町長 杉山重外十九名

紹介議員 板野勝次君

山梨縣南巨摩郡の富士川に架設される富士橋は、静岡、長野の両縣に通じる國道予定線中に一部で、南アルプス、赤石山脈地域の林産物の輸送を始め、当地方の運輸交通上極めて重要な橋であるが、鉄橋工事未完成のため、現在の仮橋木橋は増水毎に流失し、經濟的損失が大きいから、すみやかに本橋の鉄橋架設工事を完成せられたいとの請願。

第八百二十一号 昭和二十四年四月十九日受理

職災都市復興事業費國庫補助に関する請願

請願者 宮崎縣廳内宮崎縣土地利勇

紹介議員 水久保基作君

紹介議員 矢野西雄君

紹介議員 大山安君 櫻内辰郎君

特別都市計画法に基く職災都市復興事業は、唯一の財源である國庫補助金が從來全國計画総額のわずか八パーセントに過ぎないので、すでに換地は百八十セントを完了したにもかかわらず、工事費がこれに伴わないため本事業はなお數箇年を経なければ完了のしよ光さえ見出しえない状況であつて、都市生産上はもち論、民生安定上まことに憂慮にたえない。又地方財政も極度に窮屈して巨額の事業費を支出することは不可能な現状であるから、本事業をすみやかに完成せし得るよう國庫助成の方途を講ぜられたいとの請願。

第八百四十九号 昭和二十四年四月二十日受理

磐井川上流砂防工事促進に関する請願

請願者 岩手縣一関市長 阿部時一外一名

紹介議員 川村松助君 千田正君

カサリン、アイオン兩たい風による一関地方一帯の慘害は、磐井川上流地方の地すべり、山崩れに起因するものが大きいから、磐井川堤防工事と併行してこれ等の砂防工事を至急実施しないと、例年の九月降雨期において再び慘禍を被る虞があるばかりでなく、すでに第一期工事として施行せられた同川堤防工事は水泡に帰し、前例に倍する被害のあることは必然であるから、すみやかに、本河川上流の砂防工事を完成せられたいとの請願。

第八百六十二号 昭和二十四年四月二十一日受理

斐伊川治水工事施行に関する請願

紹介議員 宇都宮登君

斐伊川は源を中國山脈船通山に発し、北流して島根縣の穀倉城川平野を貫流し、宍道湖に注ぐ流域延長八十八キロ、流域面積千平方キロに及ぶ本縣下の重要な河川であるが、再三のこう水によつて松江市より出雲市に至る沿岸十五箇市町村の受けた被害は甚だ大きいから、磐井川堤防工事と併行してこれ等の砂防工事を至急実施しないこと、例年の九月降雨期において再び慘禍を被る虞があるばかりでなく、すでに第一期工事として施行せられた同(一)斐伊川上流部のたい砂の撤去、(二)斐伊川下流部のたい砂の撤去、(三)斐伊川治水治山の恒久対策のすみやかに、本河川上流の砂防工事を完成せられたいとの請願。

第八百五十三号 昭和二十四年四月二十日受理

國道第六号線中荒川放水路に架橋の請願

紹介議員 伊藤良輔君

三重縣越賀村社田方海域に防波堤築設

請願者 三重縣志摩郡越賀村長

紹介議員 大塚成一外一名

紹介議員 大山安君 櫻内辰郎君

東京都六百万都民の日常生活に最も関連をもつ鮮魚、そ菜の大部分は、隣接する出入口を残して東西の岬よりそれぞれ反対方面に島しよが通なり、またかも防波堤のような役割を果してゐるが、これ等島しよをコンクリートによつて補修すればわざかな経費で一大良港が完成され、これが実現の曉には独り水産界のみでなく、あらゆる産業、交通、文化の面に好影響をもたらしきいから、國費によつて防波堤を築造せられたいとの請願。

第八百六十二号 昭和二十四年四月十五日受理

斐伊川治水工事施行に関する請願

紹介議員 島根縣知事 原夫次郎

紹介議員 宇都宮登君

斐伊川は源を中國山脈船通山に発し、北流して島根縣の穀倉城川平野を貫流し、宍道湖に注ぐ流域延長八十八キロ、流域面積千平方キロに及ぶ本縣下の水害災禍の復旧は緊急事であるが、現下地方財政は窮乏の極に達し、災害の原因である治山治水の根本対策をはじめ、幾多急を要する災害防除事業も地方團体のみの力では到底その完成を期し難い実状であるから、災害復旧費に対する國庫補助を大幅に増額せられたいとの陳情。

第二百七十五号 昭和二十四年四月十五日受理

災害復旧工事費國庫補助増額に関する請願

陳情者 東京都議會議長 石原永明外九名

昭和二十二年より再度こうむつた各地の水害災禍の復旧は緊急事であるが、現下地方財政は窮乏の極に達し、災害の原因である治山治水の根本対策をはじめ、幾多急を要する災害防除事業も地方團体のみの力では到底その完成を期し難い実状であるから、災害復旧費に対する國庫補助を大幅に増額せられたいとの陳情。

第二百七十六号 昭和二十四年四月十五日受理

住宅復興に関する陳情

陳情者 大阪府議會議長 浅野豊

わが國における住宅復興は遅々として進んでいないが、特に大阪府においては、七万六千戸の不足に対し、政府

半額負担の府市営住宅はわずか一万余戸建築されたのみで、このままの状態が続ければ國民の生産意欲に著しき影響を與え、思想的に憂慮すべき状態である。特にその高額な家屋使用料は、經濟原則実施に伴い窮屈を予想される経済状態より家屋使用料不拂者の続出も考へられるから、現在の公営住宅制度を根本的に改正し、地方公共團体による分譲住宅の建設及び住宅組合の結成等により一定の期間掛金すれば居住者の所有に帰する制度を実施されたいとの陳情。

第二百七十八号 昭和二十四年四月十五日受理

尾瀬原開発に関する陳情

陳情者 東京都議会議長 石原永明

水力電源開発に関する陳情

陳情者 新潟県知事 青柳秀夫

水力電源の開発と水害の防止は現下における最大急務であり、また治水の高度利用は國土の復興開発に絶対必要とするものである。しかして、群馬、福島、新潟の三縣にまたがる尾瀬原は、その開発によつて約七億立方メートルの水量を確保するに足る貯水池として利用價値の極めて大きいものであるから、水力電源として尾瀬原の開発事業を施行せられたいとの陳情。

第二百八十二号 昭和二十四年四月十五日受理

住宅建築用資材確保に関する陳情

陳情者 愛知県知事 青柳秀夫

戦災復興を目標とする住宅の建設に最大の障害となつてゐる資材、資金、用地等の問題の内、特に資材問題に関する打開策の一つとして、(一)多量輸出により不足を告げるセメントの國內需要量の絶対確保、(二)最近官公用建築

物が大規模に建築されているが、これは一般民に對して悪影響を及ぼすものであるから、それらの建築をなるべく差し控えて、余剰資材を一般住宅建築に振り向けること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第二百九十五号 昭和二十四年四月十六日受理

大利根用水改良事業助成に関する陳情

陳情者 千葉県香取郡萬歳村長

寺島清治郎外一名

千葉縣管に係る大利根改良事業は、昭和九年着工以来官民一致の協力によつて、各種の難局を打開して継続、昨年には東幹線水路を完成し、残るところは西幹線水路のみであるから、残部分をすみやかに完成するため、(一)本年度事業費一億四千万円の認証、(二)本事業に対する必要な資材の優先配給、(三)事業運営上必要な組合債の全面的承認等必要な措置を探られたいとの陳情。

第三百二十五号 昭和二十四年四月二十日受理

庶民向け住宅建設促進に関する陳情

陳情者 兵庫県知事 岸田幸雄

住宅問題は民生安定の基本的條件であるが、本縣では神戸市を始め阪神内の戰災地十二箇市町村を擁して昭和二十三年末において住宅の不足数は二十二万戸と推定されているが、その建設は遅々として進まず、産業復興上重大なる障害となつてゐるから、政府は從來の如く半額國庫補助、半額起債によつて、すみやかに、庶民向け賃貸住宅建設の額を増じ住宅建設を強力に推進せられたいとの陳情。

第三百二十六号 昭和二十四年四月十五日受理

(廣告物等の制限)

第三條 都道府縣は、條例で定めると

二十日受理

北上川改修工事促進に関する陳情

陳情者 岩手県胆沢郡姉体村樋口

三六姉本堤防工事促進期成同盟

会内 板屋泰治外六名

物が大規模に建築されているが、これは一般民に對して悪影響を及ぼすものであるから、それらの建築をなるべく差し控えて、余剰資材を一般住宅建築に振り向けること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第二百九十五号 昭和二十四年四月十六日受理

大利根用水改良事業助成に関する陳情

陳情者 千葉県香取郡萬歳村長

寺島清治郎外一名

千葉縣管に係る大利根改良事業は、昭和九年着工以来官民一致の協力によつて、各種の難局を打開して継続、昨年には東幹線水路を完成し、残るところは西幹線水路のみであるから、残部分をすみやかに完成するため、(一)本年度事業費一億四千万円の認証、(二)本事業に対する必要な資材の優先配給、(三)事業運営上必要な組合債の全面的承認等必要な措置を探られたいとの陳情。

五月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、屋外廣告物法案

屋外廣告物法

(目的)

屋外廣告物法案

屋外廣告物法

第一條 この法律は、美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止するため、屋外廣告物の表示の場所及び方法並びに屋外廣告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

第二條 この法律において「屋外廣告物」とは、當時又は一定の期間繼續して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及び表記されたもの並びにこれらに類するものをいう。

第三條 この法律において「美観風致」とは、當時又は一定の期間繼續して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及び表記されたもの並びにこれらに類するものをいう。

第四條 この法律において「公衆」とは、正八年法律第四十四号第一條の規定により指定された地域

第五條 史蹟名勝天然記念物保存法(大正八年法律第四十四号)第一條の規定により指定された地域

第六條 市街地建築物法(大正八年法律第十七号)第二條第二項又は第十六号第十條第二項の規定により指定された風致地区

第七條 市街地建築物法(大正八年法律第十七号)第二條の規定により指定された風致地区

第八條 都道府縣が特に指定する物件

第九條 都道府縣は、条例で定めると

第十條 都道府縣は、条例で定めると

第十一條 都道府縣は、条例で定めると

第十二條 都道府縣は、条例で定めると

第十三條 都道府縣は、条例で定めると

第十四條 都道府縣は、条例で定めると

ころにより、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、市(都の特別区を含む)及び人口五千であるから、それらの建築をなるべく振り向けること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

八 前各号に掲げるものの外、当該

都道府縣が特に指定する地域又は場所

九 都道府縣は、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、市(都の特別区を含む)及び人口五千以上の市街的町村の区域について、市街外廣告物(以下「廣告物」という。)の表示及び廣告物を掲出する物件の設置を制限することができる。

十 前項に規定する市街的町村は、當該都道府縣の条例で定める。

十一 都道府縣は、条例で定めると

十二 街路樹及び路傍樹

十三 銅像及び記念碑

十四 前各号に掲げるものの外、當該

十五 都道府縣が特に指定する物件

十六 都道府縣は、条例で定めると

十七 都道府縣は、条例で定めると

十八 都道府縣が特に指定する地域又は場所

十九 都道府縣は、条例で定めると

二十 都道府縣は、条例で定めると

二十一 都道府縣は、条例で定めると

二十二 都道府縣は、条例で定めると

二十三 都道府縣は、条例で定めると

二十四 都道府縣は、条例で定めると

二十五 都道府縣は、条例で定めると

二十六 都道府縣は、条例で定めると

二十七 都道府縣は、条例で定めると

二十八 都道府縣は、条例で定めると

二十九 都道府縣は、条例で定めると

三十 都道府縣は、条例で定めると

三十一 都道府縣は、条例で定めると

三十二 都道府縣は、条例で定めると

三十三 都道府縣は、条例で定めると

三十四 都道府縣は、条例で定めると

三十五 都道府縣は、条例で定めると

三十六 都道府縣は、条例で定めると

三十七 都道府縣は、条例で定めると

三十八 都道府縣は、条例で定めると

三十九 都道府縣は、条例で定めると

四十 都道府縣は、条例で定めると

四十一 都道府縣は、条例で定めると

四十二 都道府縣は、条例で定めると

四十三 都道府縣は、条例で定めると

四十四 都道府縣は、条例で定めると

四十五 都道府縣は、条例で定めると

四十六 都道府縣は、条例で定めると

四十七 都道府縣は、条例で定めると

四十八 都道府縣は、条例で定めると

四十九 都道府縣は、条例で定めると

五十 都道府縣は、条例で定めると

五十一 都道府縣は、条例で定めると

五十二 都道府縣は、条例で定めると

五十三 都道府縣は、条例で定めると

五十四 都道府縣は、条例で定めると

五十五 都道府縣は、条例で定めると

五十六 都道府縣は、条例で定めると

五十七 都道府縣は、条例で定めると

ころにより、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、市(都の特別区を含む)及び人口五千以上の市街的町村の区域について、市街外廣告物(以下「廣告物」という。)の表示及び廣告物を掲出する物件の設置を制限することができる。

八 前各号に掲げるものの外、当該

都道府縣が特に指定する地域又は場所

九 都道府縣は、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、市(都の特別区を含む)及び人口五千以上の市街的町村の区域について、市街外廣告物(以下「廣告物」という。)の表示及び廣告物を掲出する物件の設置を制限することができる。

十 前項に規定する市街的町村は、當該都道府縣の条例で定める。

十一 都道府縣は、条例で定めると

十二 街路樹及び路傍樹

十三 銅像及び記念碑

十四 前各号に掲げるものの外、當該

十五 都道府縣が特に指定する物件

十六 都道府縣は、条例で定めると

十七 都道府縣は、条例で定めると

十八 都道府縣は、条例で定めると

十九 都道府縣は、条例で定めると

二十 都道府縣は、条例で定めると

二十一 都道府縣は、条例で定めると

二十二 都道府縣は、条例で定めると

二十三 都道府縣は、条例で定めると

二十四 都道府縣は、条例で定めると

二十五 都道府縣は、条例で定めると

二十六 都道府縣は、条例で定めると

二十七 都道府縣は、条例で定めると

二十八 都道府縣は、条例で定めると

二十九 都道府縣は、条例で定めると

三十 都道府縣は、条例で定めると

三十一 都道府縣は、条例で定めると

三十二 都道府縣は、条例で定めると

三十三 都道府縣は、条例で定めると

三十四 都道府縣は、条例で定めると

三十五 都道府縣は、条例で定めると

三十六 都道府縣は、条例で定めると

三十七 都道府縣は、条例で定めると

三十八 都道府縣は、条例で定めると

三十九 都道府縣は、条例で定めると

四十 都道府縣は、条例で定めると

五一 都道府縣は、条例で定めると

五十二 都道府縣は、条例で定めると

五十三 都道府縣は、条例で定めると

五十四 都道府縣は、条例で定めると

五十五 都道府縣は、条例で定めると

五十六 都道府縣は、条例で定めると

五十七 都道府縣は、条例で定めると

五十八 都道府縣は、条例で定めると

五十九 都道府縣は、条例で定めると

六十 都道府縣は、条例で定めると

六十一 都道府縣は、条例で定めると

六十二 都道府縣は、条例で定めると

六十三 都道府縣は、条例で定めると

六十四 都道府縣は、条例で定めると

六十五 都道府縣は、条例で定めると

六十六 都道府縣は、条例で定めると

六十七 都道府縣は、条例で定めると

した都道府県知事の処分に対して不服のある者は、当該都道府県知事に訴願を提起することができる。

罰則

第九條 第三條から第七條までの規定に基く条例には、罰金のみを科する規定を設けることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 廣告物取締法(明治四十四年法律第七十号)は、廢止する。

3 この法律施行前にした廣告物取締法に違反する行爲に対する罰則の適用に関しては、なお、從前の例による。